

協会の助成金交付申請における実印の取扱いについて

各種助成金の交付申請においては、従前から、本店とは別に独自に営業活動等を決定し、対外的な取引を行うために、支店等を登記し印鑑登録を行っているところについては、その印鑑による申請を認めています。

1. この度、上記以外で、支店や営業所等（以下「事業所等」という。）においてあらかじめ本社から、助成金の交付申請について、文書で委任を受けている場合においては、事業所等の印鑑で申請を認めるものとします。
2. 特に、「運転者適性診断受診料助成」及び「運行管理者講習受講料助成」については、事務処理の円滑化を図るため、年間の予定件数を記載した「平成28年度運転者適性診断受診・運行管理者講習受講に係る助成申請について※1」に代表者印（実印）を押印して協会本部に提出した場合は、個々の受診（受講）料助成申請書の代表者印（実印）を省略できるものとします。

※1 様式は、協会ホームページ「各種助成事業について」の「12. 運転者適性診断・運行管理者講習・運輸安全マネジメント講習・整備管理者研修費用の助成」からダウンロードしてください。

3. なお、年度途中での変更であることから、従前の取扱いである個々の受診（受講）料助成申請書に代表者印（実印）を押印したものでの受診（受講）も、継続して受付けるものとします。